

2026 年 9 月 3 日

文部科学大臣 松本 洋平 殿
厚生労働大臣 上野 賢一郎 殿

全日本民主医療機関連合会

会長 増田



高等教育修学支援新制度の改善と

看護師等養成所および看護学生への支援の拡充を求める要望書

< 要望の趣旨 >

1. 高等教育修学支援新制度の改善について

「大学等における修学支援に関する法律」が施行され 7 年目となり、この間、理工農系分野への支援対象の拡大や、多子世帯への給付の実施など、対象者の拡大が図られてきたことは、経済的理由によって高等教育への進学をあきらめることがないようにするという制度の趣旨に沿うものとして評価します。

一方で、成績要件によって学生を選別するとともに、機関要件の確認によって学校を対象から除外する現在の仕組みについては、見直しが必要です。

医療分野では、医療従事者の確保が困難となっており、リスクリング等によって社会人が学び直し、医療従事者の資格を取得して就労することも期待されています。高等教育の無償化をさらに進める観点からも、修学支援新制度の一層の改善を求めます。

2. 看護師等養成所への支援について

少子化、地域人口の減少、都市部における大学看護学部の増加などにより、看護専門学校は学生確保と学校運営の両面で厳しい状況に置かれています。実際に、学生確保の困難や経営困難を理由として閉校する学校も生まれています。

看護専門学校は、卒業後に地域で就業する人材を育成する重要な役割を担っています。看護専門学校の閉校は、単に一つの教育機関がなくなる問題ではなく、地域の看護師不足を深刻化させ、地域医療そのものの縮小につながる問題です。

看護師等養成所を、地域の医療を支える重要な教育資源であるとともに、地域医療を守る重要な社会基盤（インフラ）として位置づけ、国による財政的・制度的支援を強化することを求めます。

3. 看護学生への経済的支援について

看護師養成は、医師養成と並んで医療提供体制を支える重要な課題です。看護師を目指す人を増やし、安心して学業を継続できる環境を整えることが必要です。そのためには、看護師を目指す学生の経済的不安を軽減することが重要です。

看護学生は、講義だけでなく、年間を通じて長期間の臨地実習を行うため、実習先までの交通費や実習に伴う生活上の負担など、他の学生とは異なる経済的負担を抱えています。また、実習期間中はアルバイトを行うことが困難となる場合も多く、給付型奨学金を受給していても経済的に困窮する学生がいます。高等教育の無償化を進めるとともに、看護学生に固有の経済的負担についても、公費によって支援する仕組みを創設することを求めます。

<要望事項>

I 高等教育修学支援新制度の改善

1. 機関要件確認を見直し、撤廃すること

機関要件確認は、新規申請や更新を行う専門学校にとって大きな制約となっています。国が認可する学校であれば、学生がどの学校に入学しても修学支援新制度を利用できるようにする必要があります。学生の学ぶ権利を保障する観点から、機関要件確認を廃止することを求めます。

2. 医療法人が設置する看護専門学校について、機関要件確認の特例制度を創設すること

機関要件確認校となれるかどうかは、学校運営と学生の修学支援に重大な影響を及ぼします。医療法人の経営実態を考慮した評価基準を要綱に明文化し、医療法人が設置する看護専門学校について特例制度を創設することを求めます。

3. 修学支援新制度の予算執行実績を明らかにし、不用が見込まれる予算を当該年度の学生支援に活用する仕組みを設けること

昨年度の交渉では、修学支援新制度の予算執行率が6割程度にとどまり、経年的に多額の不用額が生じていることについて質問しました。令和7年度の執行実績を示すとともに、年度途中で不用が見込まれる予算について、学生の生活支援等に活用できる仕組みを制度化することを求めます。

4. 修学支援新制度の対象となる理工農系分野に看護学部・看護学科を含めること

令和6年度から修学支援新制度の中間層への支援拡大として、一定の所得要件のもと私立の理工農系学部等に通う学生が対象となり、令和7年度からは多子世帯について所得制限が撤廃されるなど、制度の拡充が図られています。一方、看護学部・看護学科はその対象となっていない。看護師養成は、国民の生命と健康を守り、地域医療を支えるための喫緊の課題です。また、看護師国家資格の取得を目指す看護教育は、公共性の高い教育分野です。修学支援新制度の対象となる理工農系分野に看護学部・看護学科を含めることを求めます。

5. 学力要件による支援停止について、学生の実情を踏まえた緩和措置を設けること

原級留置となった場合でも、経済的理由による退学を防ぐため、再び進級した学生については、学校の判断により学費減免や給付型奨学金等の支援を復活させることができる仕組みを設けることを求めます。学力不振による原級留置の背景には、アルバイトによって勉学に十分専念できなかったなど、低所得世帯の学生に固有の事情が存在する場合があります。単純に学力のみで支援の継続・停止を判断するのではなく、学生の生活実態を考慮した制度とすることを求めます。

6. 社会人の学び直しを支援するため、進学時期に関する要件を見直すこと

社会人のリスキリングが推進され、医療従事者養成においても社会人からの進学が期待されています。修学支援新制度について、高校卒業後の進学時期に関する制限を見直し、社会人が利用できる新たな基準を設けることを求めます。

Ⅱ 看護師等養成所への支援

7. 看護師等養成所運営補助金を大幅に増額し、現状に即した新たな交付基準を策定すること

看護師等養成所運営事業に対する都道府県の補助金の財源となる「地域医療介護総合確保基金」を増額し、看護師等養成所運営補助金を大幅に増額することを求めます。2025 年度に制度創設以来初めて補助基準額が増額されたことは評価しますが、現在の物価高騰には十分に対応できていません。光熱費、人件費、ICT 整備費、実習経費等、学校運営に必要な経費は増加しています。物価高への対応だけを考えても、2020 年比で 14%以上の増額が必要です。2025 年度に約 10%の増額が行われましたが、2026 年度についても、さらに 5%以上の増額を求めます。

8. 都道府県における交付実績と看護専門学校経営実態を調査し、新たな補助金交付基準を策定すること

厚生労働省において、都道府県における交付実績と看護専門学校の経営実態を調査し、学校現場から意見を聴取した上で、現状に即した新たな補助金交付基準を策定することを求めます。

9. 看護師等養成所運営補助金の地域格差を解消すること

2025 年度に補助金の交付基準が改定されましたが、実際に補助金の改定を行った都道府県は少数にとどまっています。各都道府県における補助金改定の実態を調査し、全国の看護師等養成所が新たな基準に基づく必要な支援を受けられるよう、国として必要な対応を行うことを求めます。また、各都道府県の補助交付要綱と交付実態を調査・可視化し、地域によって過度な格差が生じない制度となるよう改善を求めます。

10. 補助金の学生数による交付基準を、定員数を基本とする仕組みに改めること

現在、補助金の算定において、学生数が定員を下回った場合には実績人数によって算定される仕組みとなっています。しかし、学生数が減少しても、教員や施設設備、実習環境等の学校運営に必要な経費は大きく変わりません。一方で、学生数の減少は学費等の納付金収入の減少につながり、学校経営への負担を増大させます。地域の看護師養成機能を維持する観点から、補助金の算定については、実績学生数だけでなく、認可された定員数を基本とする仕組みに改めることを求めます。

11. 看護教員の配置基準を見直し、教員配置に対する補助を拡充すること

教育の質を確保し、学生へのきめ細かな支援を行うため、看護教員の配置基準を見直して必要な教員数を確保するとともに、教員を増員しても学校運営が成り立つよう補助基準額を増額することを求めます。また、教員養成講習会への補助を拡充することを求めます。

12. 看護師等養成所の事務職員配置に対する新たな補助制度を創設すること

現在の補助基準では、1 学年定員 80 名を超える大規模校を中心に事務職員の配置が位置づけられています。しかし、この 10 年間で、日本学生支援機構等の奨学金事務、修学支援新制度に関する事務、各種報告・申請業務等が増加し、学校事務職員の業務負担は大きく増えています。学生数の多少にかかわらず、看護師等養成所の教育・運営を支える事務職員の配置は不可欠です。すべての看護師等養成所について事務職員配置の基準額を設け、定員規模に応じて補助額を増額する新たな仕組みを創設することを求めます。

13. 「2040 年に向けた看護職員の養成・確保のあり方に関する検討会」に学校現場の声を十分に反映すること

厚生労働省が開催する「2040 年に向けた看護職員の養成・確保のあり方に関する検討会」においては、今後の論点について、看護専門学校の運営者・教職員から継続的に意見を聴取し、地域で看護師養成を持続可能とする政策につなげることを求めます。これまで示されている遠隔授業の推進、サテライト化、看護師等養成所の統廃合・集約化などの施策については、それによって地方における看護師養成機能が失われることのないよう、慎重な検討が必要です。看護師を実際に養成している学校の現場と、地域の医療需要・看護師確保の実態を十分に踏まえた政策立案を行うことを求めます。

Ⅲ 看護学生への支援

14. 臨地実習に伴う学生の交通費を公費で支援する制度を創設すること

看護学生は、年間を通じて多くの時間を学外の臨床施設で実習するため、実習先までの交通費について大きな自己負担が生じています。これは看護学生に特有の経済的負担であり、経済的理由によって看護師を目指すことや学業の継続をあきらめることにつながらないよう、支援が必要です。看護学生の実習に伴う交通費負担の実態を国として調査し、都道府県と厚生労働省が連携して、公費による交通費支援制度を創設することを求めます。

15. 都道府県が実施する修学支援奨学金の実態を調査し、利用しやすい制度へ改善すること

都道府県が実施する看護師等修学資金制度について、制度内容、利用実績、返還免除要件等の実態を国として調査してください。特に、卒業後の就業先に関する条件については、地域の看護師確保という制度目的を維持しながら、学生が利用しやすいものとなるよう、必要な見直しを行うことが求められます。地域によって支援内容に大きな差が生じないよう、国としてガイドラインを示すとともに、必要な財政的支援を行うことを求めます。

16. 物価高騰を踏まえ、看護学生に対する緊急の経済的支援を実施すること

物価高騰の影響により学生の生活費負担が増大しています。2022 年度に実施された「物価高に対する経済対策支援事業」のような学生支援を、現在の物価・生活実態を踏まえて緊急に実施することを求めます。

< 要望事項の説明 >

1. 機関要件確認の見直し・撤廃

文部科学省公表資料によれば機関要件の確認校数とその割合は大学・短期大学 1035 校で 94.9%、専門学校は 2591 校で 79.6%と大きな差がついている。（令和 8 年 2 月）。現行の制度は経営規模が大きく都市部の大学に有利になっている。法律の目的が「真に支援が必要な低所得者の修学を支援する」ことであるならば、制度が適用されても、高額な自己負担が発生する大学と比べて、学費が安価な専門学校の対象校を増やしていくことが必要ではないか。また機関要件確認を私立学校のみに課していることは不平等である。文部科学省、厚生労働省が認可している学校ならどこに入学しても制度が利用できるようにするべき。

2. 医療法人が設置する看護専門学校に機関要件確認の特例を設ける

現在、病院の 6 割、医療法人の 4 割が赤字経営となっており、医療法人が運営する看護専門学校に機関要件にある「経営要件」をあてはめると、多くの学校が修学支援新制度の廃止になる可能性がある。「令和 7 年 4 月 23 日文部科学省 高等教育局学生支援課 高等教育修学支援室発出の事務連絡」では医療法人が運営する専門学校に対して、確認事務の丁寧な対応を求めている。医療機関の経営困難にかんがみ、「経営要件」を画一的に適用しない趣旨と解される。この趣旨をもとに医療法人立についての特例制度を設けること。

事務連絡令和 7 年 4 月 23 日 文部科学省高等教育学生支援課高等教育修学支援室 発
各地方公共団体公立学校・私立専門学校に係る高等教育の修学支援新制度担当課 宛

「令和 7 年度機関要件の確認事務の実施について」

確認取消の猶予にあたっては正式な申請の前に学校からの事前相談を受け付け、また必要な資料を提出させるなどして、猶予要件を満たしていることを確認した上で、都道府県知事のご判断をお願いします。特に、医療機関を運営する法人（医療法人、公益法人など）が看護師等養成所の専門学校を設置しており、新型コロナウイルス感染症の蔓延による経常収支の悪化が医療機関で起こった結果、当該法人が修学支援新制度の機関要件を満たさなくなる等、個別の事情がある場合は、丁寧に聴き取りを行った上で適切にご対応をお願いします。

3. 修学支援新制度の予算の不用額を学生支援に活用する

令和 7 年 3 月 19 日の衆議院文部科学委員会において、小山千帆議員は「修学支援新制度が開始された令和 2 年から 5 年まで、毎年、予算の執行率が 6 割程度、令和 5 年度では 2,221 億円が不用額として残った。このお金を学生支援の拡充にまわすべき」との質問に阿部文科大臣は「非課税世帯の高等教育進学率が全世帯進学率と同じ水準で向上することを想定して予算を確保している」と答弁している。予約、新規も含めて年度の採用見通しと必要予算は 7 月頃には見通しがつくのであれば、残りの予算を活用して 9 月以降に臨時給付金や給付奨学金の対象拡大のような事業ができるのではないか。例えば 1000 億円で、270 万人の学生に 3 万 7 千円を給付することができる。

4. 修学支援新制度の対象となる理工農系分野に看護学部・看護学科を含める

令和 7 年度の文部科学省「高等教育の修学支援新制度 理工農系学部・学科の対象機関リスト（私立学校）」によれば、大学（学部）1099 校（前年比 36 校増）、短大 16 校、高等専門学校 7 校、専門学校（学科）1359 校（前年比 70 校増が対象になっている。大学では酪農学園大学獣医学群獣医保健看護学類、専門学校では神戸動植物環境専門学校動物看護師学科のように動物を対象とした愛玩動物看護師（国家資格）受験資格を得られる学校が対象に含まれている。人間を看護する看護師養成学校が適用されないのは不合理ではないか。

看護学生は通年を通じて、学校外の医療機関等での実習が多く、学校所在の地域に該当する医療機関（産婦人科、精神科など）がない場合は遠方まで移動しなければならず、交通費が大きな負担となっている。給付奨学金を支給することで負担軽減を実現させる。

5. 原級留置後に進級した学生への支援を復活できる仕組みを設ける

成績要件とも結びつくが、経済的困難な家庭の学生はアルバイトや環境によって勉学に格別の努力を要する場合がある。原級留置で即、廃止となると事実上、学業の継続が困難となる。学生支援機構奨学金と同様に進級によって新制度適用を復活させるべき。

6. 社会人の学び直しを支援するため進学時期に関する要件を見直す

令和8年4月2日の参議院文教科学委員会で谷合正明議員（公明党）の経済格差と生涯学習についての質問に対して、松本文部科学大臣は「経済的理由で学びを諦めることがないよう高等教育修学支援制度や貸与奨学金による教育費の負担軽減、産業界の連携などを通じて社会人の学びの場の拡大を進めると答弁している

7～12. 看護師等養成所への支援を拡充する

厚生労働省のホームページのサイト内検索で看護師等養成所運営補助金を検索すると、平成24年行政事業レビューシートがヒットする。これによれば平成21年～25年度は毎年約45億円が予算確保され執行されている。現在は年間総額でどのくらいの予算なのか？

現在、都道府県の看護師等養成所運営補助金の財源となる地域医療介護総合確保基金の令和7年度予算は医療分909億円でそのうち医療従事者の確保に関する事業は居宅等における医療の提供に関する事業とあわせて544億円となっている。

この事業の目的は「医療需給に見合った医療従事者を確保する」とされる。看護師養成について現在の需給と養成施設数についての認識を示してもらいたい。看護師等養成所の経営実態を調べて、要望を聞き、実態に見合った補助金の増額を行うために、基金の増額をしていただきたい。

物価高の影響は著しく、総務省の消費者物価指数2026年6月では2020年と比較して13.6%の物価増となっている

15. 都道府県修学資金の調査

各都道府県で看護師養成修学資金の貸付制度がある。金額が16,000円から40,000円と違いがあり、返還免除要件も、200床以下の病院なら県内全域で適用（神奈川、大阪など）、県庁所在地を除く（宮城県）、県庁所在地と特定の都市部を除く（北海道）など、違いがある。都道府県の看護師確保政策と結びついているが、希望するすべての看護学生に貸付、県内就職なら返還免除など共通する仕組みをつくることができないか。

16. 物価高騰を踏まえた看護学生支援

2022年度に日本学生支援機構を通じて実施された、同事業は、学校が学生に現金給付も含む食費、修学支援を実施した場合は最大100万円まででその費用の10分の9が交付された。この事業が実施された時の物価増は2020年比で3.4%であった。現在は2020年比で13.6%とこの事業を実施した年度をはるかに超えており、とりわけ食料品は総務省統計で2026年6月には2020年比で29%増と著しく高騰している

学生支援に際しては学校も諸経費の高騰で経営難となっていることから支援は政府が学生に直接支援するものとし学校の負担をさせないこと。